

四日市市告示第 4 4 1 号

四日市市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 6 月 2 3 日

四日市市長 森 智広

四日市市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する要綱

四日市市介護保険料減免取扱要綱（平成 1 3 年四日市市告示第 3 4 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="288 797 389 831">附 則</p> <p data-bbox="248 853 429 887"><u>（施行期日）</u></p> <p data-bbox="204 913 815 1010">1 この要綱は、告示の日から施行し、平成 1 3 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p data-bbox="233 1032 802 1128"><u>（令和 8 年度における前年度非課税者に係る保険料の特例減免）</u></p> <p data-bbox="204 1155 815 1895">2 市長は、令和 7 年度分の市町村民税が課されていない者であった第 1 号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員について、条例附則第 1 6 項又は第 1 7 項の規定により令和 8 年度分の本市の市民税が課されている者とみなされたものの状況を勘案して特に必要があると認めるときは、条例第 9 条第 1 項第 5 号の特別な事情があるとして、条例第 1 0 条に基づき、当該第 1 号被保険者に係る令和 8 年度分の保険料に限り、減免することができる。</p> <p data-bbox="204 1921 815 2018">3 前項の規定による保険料の減免については、第 3 条第 2 号の規定にかかわら</p>	<p data-bbox="933 797 1034 831">附 則</p> <p data-bbox="874 913 1465 1010">この要綱は、告示の日から施行し、平成 1 3 年 4 月 1 日から適用する。</p>

<p><u>ず、申告書（別記様式）の提出を要しな</u> <u>い。</u></p>	
--	--

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、附則第2項及び第3項の改正は、令和8年6月1日から適用する。

（健康福祉部介護保険課）